

1. 会合の概要

日程・場所 : 平成29年6月13日(火)～6月21日(水)、ジュネーブ

審議内容 : SG1は周波数管理技術(WP1A)、管理方法(WP1B)、電波監視(WP1C)を担当。
ワイヤレス電力伝送、テラヘルツデバイス、電波監視技術等に関する勧告、報告等について審議。

参加者 : 米、加、英、仏、蘭、露等から約110名が参加。日本から計18名が参加。

2. 主な結果

(1) ワイヤレス電力伝送(WPT)システムの周波数特定に向けた検討(WP1A、WP1B)

【背景】

- WRC-15において、電気自動車(EV)用WPTがITU-Rで緊急の対処を要する研究として決議され、研究結果を無線通信局長レポートを審議する議題9.1の対象とすることで合意。また、CPM19-1において、CPMLレポートに課題9.1.6として盛り込むことが承認。
- 2016年のWP1A,1B会合では、日本からEV用WPTと既存の無線通信業務との共存検討の対象・方法等の提案を行ったが、放送業務との共存検討については日本とEBUの方法論等が異なり合意に至らなかったため、今会合で、日本の提案を改めて整理し、寄与文書として入力。
- モバイルデバイス用WPTの周波数範囲を特定するITU-R勧告案SM.[WPT]については、今会合で勧告化への合意を図る。

【結果】

- EV用WPTと放送業務との共存検討については、両内容をITU-R報告に反映することで合意したため、ITU-R報告SM.2303-2 として改定を承認。
- モバイルデバイス用WPTの周波数範囲として6.78MHz帯を特定するITU-R勧告SM.[WPT]を郵便投票により同時に採択・承認することで合意(採択・承認されると、WPT関連では初のITU-R勧告)。

(2) テラヘルツデバイスの周波数の特定に向けた検討(WP1A)

【背景】

- WRC-15では、275-450GHz帯の陸上移動業務と固定業務への特定がWRC-19の議題1.15として承認。これまでにワークプラン及びCPMテキストのフレームワーク案を作成。前会合では、関連WPからそれぞれの所掌システムに関するリエゾン回答文書が送付され、日本からは、共用両立性に関する新レポート草案のフレームワーク案を提案。
- 今会合では、我が国からWP5AとWP5Cへ入力した結果をWP1Aにも反映させるため、新レポート草案に向けた作業文書及びCPMLレポート案に275-325GHz帯を共用両立性の対象周波数帯に含めるよう提案。

【結果】

- 新レポート草案に向けた作業文書及びCPMテキスト案について、日本からの提案に基づき、275-325GHz帯が共用両立性の検討対象として文書案に盛り込まれ、議長報告に添付。

(3) 領土内の無認可地球局端末を管理する手法の検討(WP1B)

【背景】

- WRC-15では、本課題が緊急の対処を要する研究として位置づけられ、研究結果をWRC-19の無線通信局長レポートに盛り込むことが承認(課題9.1.7)。
- アップリンク送信を認可済地球局端末に制限するため、これまでにCPMテキスト策定に向けたワークプランが作成。
- 前会合では、課題9.1.7を通じてESIM(Earth Station in Motion: 固定衛星業務帯域を利用する移動する地球局)に対する国際的な免許要件を厳格化しようとするロシアの提案が暫定的に新レポートに向けた作業文書に統合され、今会合へ持ち越し。

【結果】

- 前回会合から引き続きロシアが、ESIMを新レポートの研究対象に含めたいと主張。ESIMは議題1.5に関するWP4Aの研究に一任すべきであるとする米国、英国、ルクセンブルグ等と対立。
- 審議の結果、米国・ロシアの見解をマージした文書を妥協案として作成して、次会合で継続審議。

(4) I/Qデータの交換に関する検討(WP1C)

【背景】

- 電波監視業務で周波数情報を記録するI/Q(「In-Phase/Quadrature-Phase(同相/直交位相)」の略)データについて、規定すべき統一フォーマットに関する新勧告案の策定に向けて議論。
- 新勧告草案はI/Qデータの保存フォーマットを規定しようとしているが、保存フォーマットを規定すると我が国も含め測定機器の変更が求められることから、保存フォーマットではなく、データの変換方法を規定する修正提案を日本寄書として入力。

【結果】

- 我が国から上記主張を行い合意を得たが、データの変換方法の規定の各論については更なる議論が必要であるため、引き続きレスポンスグループ(CG)で議論を継続。

3. 今後のスケジュール

WP1A,WP1B会合: 2017年11月(ジュネーブ)